

確定申告会場の開設期間について

稚内税務署では、次のとおり確定申告会場を開設します。

《開設期間》令和9年2月16日（火）～3月15日（月）
《受付時間》平日9時～14時
《会場》稚内税務署（稚内市末広5丁目6番1号　稚内合同庁舎内）

確定申告会場での相談を希望される方は、ＬＩＮＥによるオンライン事前予約にてお受けします。

なお、申告書等の作成に当たっては、次回以降の申告をスムーズに行っていただくため、マイナンバーカードを利用したスマホ申告をご案内しています。マイナンバーカードを利用したスマホ申告を行うためには、マイナンバーカードのほか、カード発行時に設定したパスワード（利用者証明用電子証明書4ケタ及び署名用電子証明書6文字以上）が必要となりますので、事前に確認をお願いします（マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください）。

譲渡所得・贈与税に関する確定申告会場での相談は、特定日に専門職員がリモート（ＷＥＢ相談）で対応しますので、事前にご確認をお願いします。

▲LINE公式アカウントはこちら

なお、2月15日(月)までの間、確定申告会場は開設されておりませんので、対応できる人数に限りがあります。税務署窓口での相談を希望される方はＬＩＮＥによる事前予約が必要です。

◆お問い合わせ先◆
稚内税務署
☎０１６２（３３）１１５５

自衛官等募集のご案内

■陸上自衛隊高等工科学校生徒（一般）

《資格》男子で中卒（見込含）17歳未満の者
《受付期間》10月1日（木）～令和9年1月14日（木）
《試験期日》【一次】令和9年1月23日（土）・24日（日）、【二次】2月11日（木祝）～14日（日）
※いずれか1日を指定されます。
《試験会場》受付時にお知らせします。

◆お問い合わせ先◆
自衛隊旭川地方協力本部稚内地域事務所
〒０９７-０００１
稚内市末広5丁目6番1号　稚内地方合同庁舎5階
☎０１６２（３３）１２２７



調理師業務従事届の提出年です

■働いている調理師の皆様へ

調理師法では、調理業務に従事している調理師は2年ごとに、12月31日現在の調理従事場所等を届け出なければならないと定められており、今年は届出の必要な年となっています。

届出が必要な調理師とは、次の施設、店舗で調理の業務に従事している方です。

・寄宿舎、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設、その他多数人に飲食物を調理して供与している施設
・飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業

あなたが働いている地域を担当区域としている北海道全調理師会留萌支部取扱事務所に、令和9年1月15日までに届出してください。

《留萌支部取扱事務所》
・美食酒家 司（留萌市開運町3丁目）
・メルカート（留萌市明元町6丁目 ホテルニューホワイトハウス内）

届出用紙は、北海道全調理師会留萌支部、留萌振興局保健環境部保健行政室、天塩地域保健支所に備えてあります。また、インターネットでの届出も可能です（令和9年1月1日以降）。

◆お問い合わせ先◆
・北海道全調理師会
☎０１１（５１１）１３２６
・北海道保健福祉部健康安全局地域保健課
☎０１１（２３１）４１１１内線２５-５２６
・留萌振興局保健環境部保健行政室
☎０６４（４２）８３２６

